

太田市個別予防接種助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第26号

太田市個別予防接種助成金交付規則の一部を改正する規則

太田市個別予防接種助成金交付規則（平成17年太田市規則第154号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表四種混合の項を削り、同表三種混合の項中「6,509円」を「10,425円」に改め、同表二種混合1期の項中「5,980円」を「7,516円」に改め、同表二種混合2期の項中「4,917円」を「6,336円」に改め、同表ヒトパピローマウイルス感染症の項中「(1) 2価ワクチン及び4価ワクチン 16,819円  
(2) 9価ワクチン 28,057円」

を

「28,057円」に改め、同表高齢者用肺炎球菌の項中「6,313円」を「9,720円」に、「8,313円」を「11,720円」に改め、同条第2項の表中

「

成人風しん	3,000円 (生活保護等を受けている世帯に属する者が予防接種を受けた場合にあつては、6,578円)
-------	---

」

を

「

成人風しん	3,000円 (生活保護等を受けている世帯に属する者が予防接種を受けた場合にあつては、6,578円)
成人麻疹	3,000円 (生活保護等を受けている世帯に属する者が予防接種を受けた場合にあつては、6,567円)

」

に改め、同表ロタウイルス感染症（任意接種）の項を削る。

第4条第2号中「成人風しん予防接種」の次に「、成人麻疹予防接種」を、「除く。）」の次に「又は予防接種済証」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項の表及び同条第2項の表の規定は、この規則の施行の日以後に受ける予防接種について適用し、同日前に受けた予防接種については、なお従前の例による。